

南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第 6 号

南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。）の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、基準府令に定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。